

じんけん　しゅうかん
人権週間



12月4日～12月10日

一人ひとりを大切に

人権週間について

昭和23年（1948年）12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念して、国際連合は、12月10日を「人権デー」と定めました。

日本では、昭和24年以来「人権デー」を最終日とする1週間が「人権週間」と定められ、人権尊重の意識を高めるための取組が全国的に行われています。

多様な人権課題

しかしながら、私たちの周りには、いじめや虐待、性被害等の子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、アイヌの人々、性的少数者等に対する不当な差別や偏見、同和問題、ハンセン病問題といった多様な人権課題が依然として存在しています。

一人一人の人権が尊重される社会を実現するために

県民一人一人に人権の意義や重要性が知識として身につくとともに、相手の立場に立って理解・行動することができるよう、また、企業が人権に配慮した責任ある活動を行うことができるよう、より一層、人権啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

そのような取組は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現にも資するものです。

島根県の取組

県では人権週間における人権啓発活動として、小・中・高校生から募集した人権啓発ポスターコンクール入賞作品の展示などを行います。

また、人権啓発推進センターではさまざまな人権課題に対する図書やＤＶＤ、パネル等の貸出を行っています。

この機会に、身近にある「人権」について考えてみませんか。

島根県環境生活部人権同和対策課

人権啓発推進センター
西部人権啓発推進センター

【松江】TEL 0852-22-6476
【浜田】TEL 0855-29-5529